

タフト・ハートレー法制定時のアメリカの状況

1935年にワグナー法が制定されて以降、労働組合員数は増加し、組合運動が活発になった。しかし、組合による濫用的な行為も多々現れるようになり、組合の行為に対する規制をワグナー法が欠いているとの批判が高まっていった。このため、1940年頃より、労使関係の公正なバランスを回復する目的で、労働運動に制限を加える労働立法が、連邦議会において数回試みられた。

第二次世界大戦の終結直後、インフレを背景として、炭坑、食肉、鉄鋼業、自動車工業などで相次いで大規模なストライキが発生した。中でも1946年夏に起きた鉄道のストライキでは、アメリカのほぼ全ての鉄道が48時間停止する事態となり、アメリカ経済に大きな混乱を引き起こした。このように国民生活や戦後復興に悪影響を与えるようなストライキが多発すると、労働組合運動に批判的な世論が高まっていった。1946年に入ると、各州において、労働組合への損害賠償請求の容認などストライキに制限を加える法が制定されていった。

ワグナー法下で、当時、労働運動で問題視された点は大きく3つあった。第一に、使用者が雇用する労働者を特定の労働組合の組合員に限定する、クローズド・ショップ制である。使用者と労働組合がクローズド・ショップ協定を結んでいる場合、使用者は組合員以外で能力のある労働者を雇用することができず、他方、労働者の側もあらかじめ労働組合へ加入し、待機せねば、その事業所に就職することができなかった。また、クローズド・ショップ協定下では、組合員資格を失った労働者は解雇されるが、それが労働組合幹部による反対勢力の締め出しに用いられる例もみられた。これらの点が、労働市場を歪ませるだけでなく、合衆国憲法で保障されている個人の労働の自由を著しく侵害するとの意見が広まっていった。

第二に、ワグナー法の下で、使用者に厳しく不当労働行為が認定されていたことである。労使紛争において使用者が従業員に直接呼びかけるのは事実上困難だったため、労働組合側が使用者の言動を誇張し労使対立を尖鋭化させる例がみられ、ワグナー法の欠点の一つと捉えられるようになった。

第三に、組合員の間でストライキの頻発が不利益になるとの声が高まったことである。ストライキで事業が縮小した場合、使用者は労働協約の規定に基づいて解雇、再雇用を実施し、それを労働組合も受け入れるのが一般的であった。したがって、ストライキの頻発や基幹産業のストライキは、むしろ多数の労働者に不利益をもたらすと考えられるようになっていった。

1946年の中間選挙において共和党が大勝し、上下院で共和党が多数を占めると、ワグナー法改正の動きが具体化していった。共和党は、1948年の大統領選挙に向けてワグナー法改正を掲げ、当時のトルーマン大統領（民主党）に対して、同法改正の上院委員長にタフトを就任させた。

ワグナー法改正については、当初、上院と下院で別々の案が審議されたが、最終的に両案を折衷した両院協議会案（タフト・ハートレー法）が1947年6月に両院を通過した。このタフト・ハートレー法は法案審議の段階から、AFL（米国労働総同盟）、CIO（産業別労働組合会議）など労働組合だけでなく宗教団体等からも労働運動規制に対する大規模な反対運動が展開されていた。このような動きを受け、トルーマン大統領は、①従来の労働政策の根本的な方向に逆行すること、②私的経済に対する政府の介入となること等を理由に、1947年6月20日にタフト・ハートレー法に拒否権を発動した。

同法は即日下院に送付され、出席議員の3分の2を超える賛成票を得て再議決され、上院に送付された。上院ではトルーマン大統領とタフトの間で激しい議論の応酬があったが、1947年6月23日に上院でも出席議員の3分の2を超える賛成票を得て再議決され、同法は成立した。

出典：「米国の新労働組合法と労調法」（桂皋、労働文化社、1948年2月）
：「アメリカ労働法第2版」（中窪裕也、弘文堂、2010年2月）